

水 道 工 事
標 準 仕 様 書

2 0 1 7

郡 山 市 上 下 水 道 局

目 次

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1	適用	1
1.1.2	用語の定義	1
1.1.3	設計図書の照査及び設計図書の変更	3
1.1.4	施工計画書	4
1.1.5	コリンズ(CORINS)への登録	5
1.1.6	監督員	5
1.1.7	現場代理人及び主任(監理)技術者	5
1.1.8	有資格者	6
1.1.9	工事の着手	6
1.1.10	委任又は下請負	6
1.1.11	施工体制台帳及び施工体系図	7
1.1.12	受注者相互の協力	7
1.1.13	調査・試験に対する協力	7
1.1.14	工事の一時中止	7
1.1.15	工期変更	8
1.1.16	工事現場発生品	9
1.1.17	建設副産物	9
1.1.18	監督員の検査(確認を含む)及び立会等	10
1.1.19	社内検査	11
1.1.20	工事の検査及び引渡し	11
1.1.21	しゅん工検査	11
1.1.22	既済部分検査	13
1.1.23	中間検査	13
1.1.24	施工管理	13
1.1.25	履行報告	14
1.1.26	使用人等の管理	14
1.1.27	工事関係者に関する措置請求	15
1.1.28	跡片付け	15
1.1.29	環境対策	15
1.1.30	文化財の保護	17
1.1.31	諸法令の遵守	18
1.1.32	官公庁への手続等	20
1.1.33	施工時期及び施工時間の変更	21
1.1.34	提出書類	21

1.1.35	不可抗力による損害	21
1.1.36	特許権等	22
1.1.37	保険の付保及び事故の補償	22
1.1.38	臨機の措置	22
1.1.39	賠償の義務	23
1.1.40	保証期間	23
1.1.41	疑義の解釈	23

第2節 安全管理

1.2.1	一般事項	24
1.2.2	交通保安対策	24
1.2.3	歩行者通路の確保	25
1.2.4	事故防止	26
1.2.5	事故報告	27
1.2.6	現場の整理整頓	27
1.2.7	現場の衛生管理	27
1.2.8	安全教育	28
1.2.9	工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項	28
1.2.10	石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項	28

第3節 工事用設備等

1.3.1	現場事務所及び材料置場等	30
1.3.2	工事用機械器具等	30
1.3.3	工事現場標識等	30
1.3.4	工事用電力及び工事用給排水	30
1.3.5	工事用地の確保	30

第4節 工事施工

1.4.1	一般事項	32
1.4.2	事前調査	32
1.4.3	障害物件の取扱い	32
1.4.4	現場付近居住者への説明	33
1.4.5	工事用地等の使用	33
1.4.6	公害防止	33
1.4.7	道路の保守	33
1.4.8	建設副産物	33
1.4.9	断水工事等の施工時間の厳守	34
1.4.10	工事施工についての折衝報告	34
1.4.11	出来形数量の算出	34
1.4.12	工事記録写真	34
1.4.13	しゅん工図	34
1.4.14	工事関係書類の整備	34
1.4.15	建設機械	34

1.4.16	仮設	・ ・ ・ ・ ・	35
1.4.17	他工事との協調	・ ・ ・ ・ ・	35

第2章 材料

第1節 材料一般

2.1.1	材料の規格	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.2	材料の承諾	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.3	材料の検査	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.4	調合	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.5	加工	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.6	材料の搬入	・ ・ ・ ・ ・	36
2.1.7	合格品の保管	・ ・ ・ ・ ・	37

第2節 支給材料及び貸与品

2.2.1	支給及び貸与	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.2	品目、数量、受渡し	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.3	運搬、保管	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.4	使用及び加工	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.5	保管、使用状況の把握	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.6	損傷時の処置	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.7	貸与品の維持、修繕	・ ・ ・ ・ ・	38
2.2.8	返納	・ ・ ・ ・ ・	38

第3節 発生品

2.3.1	現場発生品	・ ・ ・ ・ ・	39
-------	-------	-----------	----

第4節 配管材料

2.4.1	配管材料	・ ・ ・ ・ ・	40
2.4.2	配管材料の規格	・ ・ ・ ・ ・	40
2.4.3	材料の品質の証明	・ ・ ・ ・ ・	40

第5節 一般材料

2.5.1	一般材料の規格	・ ・ ・ ・ ・	41
-------	---------	-----------	----

第3章 配管工事

第1節 施工一般

3.1.1	一般事項	・ ・ ・ ・ ・	42
3.1.2	試掘調査等	・ ・ ・ ・ ・	42
3.1.3	芯出し管割	・ ・ ・ ・ ・	42
3.1.4	水圧試験	・ ・ ・ ・ ・	43
3.1.5	管洗浄	・ ・ ・ ・ ・	43

第2節	管路土工	
3.2. 1	掘削工	44
3.2. 2	埋戻工	44
3.2. 3	水替工	44
第3節	管布設工	
3.3. 1	管・弁類の取扱い及び運搬	45
3.3. 2	配管技能者	46
3.3. 3	管体検査	46
3.3. 4	管の据付け	46
3.3. 5	管の切断	47
3.3. 6	既設管との連絡	48
3.3. 7	不断水連絡工	48
3.3. 8	異形管防護工	48
3.3. 9	防凍工	49
3.3.10	ポリエチレンスリーブ被覆工	50
3.3.11	管の明示工	50
3.3.12	既設本管の処理	50
第4節	ダクタイル鋳鉄管の接合	
3.4. 1	一般事項	51
3.4. 2	継手用滑材	51
3.4. 3	K形ダクタイル鋳鉄管	51
3.4. 4	G X形ダクタイル鋳鉄管	52
3.4. 5	N S形ダクタイル鋳鉄管	53
3.4. 6	継手の管理	54
第5節	その他の管の接合	
3.5. 1	フランジ形ダクタイル鋳鉄管の接合	55
3.5. 2	絶縁フランジ継手	55
3.5. 3	硬質ポリ塩化ビニル管の接合	56
3.5. 4	ポリエチレン管の接合	56
第6節	鋼管溶接塗覆装現地工事	
3.6. 1	一般事項	57
第7節	仕切弁等付属設備設置工事	
3.7. 1	一般事項	57
第8節	水管橋及び橋梁添架工事	
3.8. 1	一般事項	57

第9節 推進工事	
3.9. 1 一般事項	57

第10節 薬液注入工事	
3.10. 1 一般事項	57

第4章 給水装置切替工事

第1節 一般事項	
4.1. 1 適用範囲	58
4.1. 2 工事基準	58
4.1. 3 使用材料	58
4.1. 4 提出書類	58

第2節 施工	
4.2. 1 対象工事	59
4.2. 2 切替工事施工範囲等	59
4.2. 3 施工技術者及び施工管理	59
4.2. 4 関係住民への周知	59
4.2. 5 土地の立入等	59
4.2. 6 配管工事	59

第5章 その他 61

付則1 配管工事施工管理基準及び規格値
付則2 配管工事写真管理基準
付則3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準
付則4 配管工事標準図集
付則5 管種記号表
付則6 しゅん工図作成要領
付則7 様式集

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1. 1 適用

- 1 この水道工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、郡山市上下水道事業管理者(以下「発注者」という。)が発注する水道の配管工事(修繕)、土木工事(修繕)に係る工事(修繕)請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。ただし、この標準仕様書に定めのない事項については、別に定める特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)によるほか、福島県土木部の「共通仕様書(土木工事編)」及び、日本水道協会の「水道工事標準仕様書[土木工事編]」に準ずるものとする。
- 2 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「郡山市上下水道局工事監督員執務要綱」及び「郡山市上下水道局工事等検査実施要綱」、「郡山市上下水道局契約規程」(以下「契約規程」という。)に基づく監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれらの監督、検査(完成検査、既済部分検査等)にあたっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15、郡山市上下水道局契約規程、郡山市上下水道局工事(修繕)請負契約書(以下「契約書」という。)に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 設計図書に添付されている図面及び特記仕様書に記載されている事項は、この標準仕様書に優先しなければならない。
- 4 特記仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位と非S I単位とが併記されている場合は()内を非S I単位とする。
- 6 建築工事、機械設備工事、電気設備工事については、福島県の「建築・設備工事共通仕様書」、日本水道協会の「水道工事標準仕様書[設備工事編]」に準ずるものとする。

1.1. 2 用語の定義

- 1 「監督員」とは、契約書第9条に規定する監督員であり、郡山市上下水道局工事監督員執務要綱に基づく職務を行う者をいう。
- 2 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 3 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 4 「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。

- 5 「標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
- 6 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 7 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 8 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書類をいう。
- 9 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 10 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 11 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により施工上の行為に同意することをいう。
- 12 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 13 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
- 14 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 15 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 16 「通知」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 17 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は、Eメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。
- 18 「確認」とは、設計図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 19 「立会」とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 20 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 21 「把握」とは、監督員が臨場もしくは受注者が、提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注

者に対して認めるものではない。

- 22 「検査」とは、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合して確認し、契約の適正な履行を確保することをいう。
- 23 「検査員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めたものをいう。
- 24 「中間検査」とは、施工中の工事について、必要と認めたときに行う検査をいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
- 25 「同等以上の品質」とは、品質について設計図書で指定する品質、又は設計図書で指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、もしくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
- 26 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 27 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
- 28 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- 29 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 30 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 31 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 32 「J I S規格」とは、日本工業規格をいう。
- 33 「J W W A規格」とは、日本水道協会規格をいう。
- 34 「J D P A規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
- 35 「W S P規格」とは、日本水道鋼管協会規格をいう。
- 36 「P O L I T E C規格」とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。
- 37 「J A S規格」とは、日本農林規格をいう。
- 38 「S I」とは、国際単位系をいう。
- 39 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 40 「公的試験機関」とは、国及び地方公共団体の試験機関並びに国及び地方公共団体が設立に関わった公益法人の試験機関（県内では「ふくしま市町村建設支援機構」）をいう。

1.1.3 設計図書の照査及び設計図書の変更

- 1 受注者からの要求があり監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等については、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第18条第1項1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面によ

り提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を報告しなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。
- 4 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。
- 5 受注者は、発注者から変更指示があった場合、変更設計図面及び変更数量を監督員の指示に従って作成し、監督員に提出しなければならない。

1.1. 4 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手日前に工事目的物を完成させるために、必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、打ち合わせをしなければならない。
- 2 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表）
- (4) 安全管理（資格に係る登録番号等を一覧表示）
- (5) 主要機械
- (6) 主要材料（材料についてはメーカー名を記載、1.1. 2用語の定義32～37の規格品以外は品質証明等を記載）
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画（資格証写しを添付）
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理（交通標識、交通規制内容、ダンプトラックの過積載防止についても記載する）
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 残土捨場の場所
- (15) その他（社内検査・中間検査実施計画の作成）

- 3 受注者は、前2項(6)において、コンクリート二次製品のうち、福島県土木部の認定製品、及びJIS指定工場の生コンクリートを使用する場合は、各工場名等を必ず記載するものとする。
- 4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更(材料の数量が変更になった場合も含む)が生じた場合には、その都度当該工事に着工する前に変更に関する事項について変更施工計画書を監督員に提出(変更になるページのみを提出。当初提出したものに随時追加していく。追加しやすいように当初のものは製本せず、クリップ止め等とする。)し、打ち合わせしなければならない。
- 5 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1.1.5 コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後速やかに、変更時は登録内容の変更後速やかに、完成時は、しゅん工検査終了後速やかに、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

1.1.6 監督員

- 1 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に、監督員が受注者に対し口頭により指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1.1.7 現場代理人及び主任(監理)技術者

- 1 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者(建設業法第26条第2項に該当する工事については監理技術者、同3項の場合にあっては専任の主任技術者)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ)を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。

現場代理人、主任技術者または専門技術者を変更したときも同様とする。

なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

- 2 受注者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者その他主要な使用人の経歴書及び職務分担表を契約後、速やかに発注者に提出しなければならない。
- 3 現場代理人は、工事現場に常駐し工事に関する一切の事項を処理するとともに、常に監督員と緊密な連絡をとり工事の円滑、迅速な進行を図らなければならない。
- 4 現場代理人は、従事者を十分に監督し工事現場内における風紀を取締まり火災・盗難の予防及び衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導しなければならない。
- 5 受注者は、選任し通知した主任技術者及び監理技術者の途中交代をすることはできない。ただし、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省監修）に記載された理由による場合においては、監督員と主任技術者及び監理技術者の途中交代の協議をしなければならない。
- 6 現場代理人は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用しなければならない。なお、顔写真は、縦3cm・横2.5cm程度の大きさとする。
- 7 現場代理人は、工事現場内において、現場代理人であることを示す腕章を着用しなければならない。腕章の寸法及び色については、図1-1による。

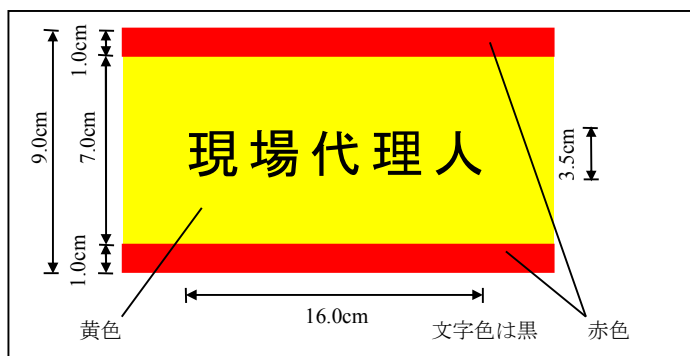


図1-1 腕 章

1.1. 8 有資格者

- 1 受注者は法令で定める免許取得者、技能講習修了者等の有資格者（以下「有資格者」という。）が必要な業務においては、有資格者を従事させなければならない。
- 2 受注者は発注者が指定する条件を満たし、発注者が認めたものを従事させなければならない。
- 3 監督員が免許証その他の資格を証する書面の提示を求めた場合は速やかに提示しなければならない。

1.1. 9 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1.1.10 委任又は下請負

- 1 受注者は、工事を一括して第三者に委任又は請負わせてはならない。（国土交通省「一括下請負の禁止について」平成28年10月14日 国土建第275号）
- 2 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければな

らない。

- (1) 受注者が、工事の施工にあたり、総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、郡山市の工事等指名競争入札参加有資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1.1.11 施工体制台帳及び施工体系図

- 1 受注者は、「郡山市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱」（以下「要綱」という。）を遵守し事業場ごとに「下請指導責任者」を定め、総合的な指導等を行うこと。
- 2 受注者は、要綱に基づき速やかに施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、下請通知書の提出と同時に施工体制台帳及びその添付書類の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、要綱に基づき各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（工事関係者が見やすい場所及び、公衆が見やすい場所）に掲げなければならない。また、受注者は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 4 第2項の受注者は、下請通知書、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.1.12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.13 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1.1.14 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1.1.38 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の継続が不適當又は不能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行が不適當と認めた場合。

(3) 工事着工後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合。

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。

3 前第1項及び第2項において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1.1.15 工期変更

1 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、契約書第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、契約書第19条に基づく設計図書の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、前第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 受注者は、契約書第22条第1項に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1.1.16 工事現場発生品

- 1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で、監督員に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、前第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したもののについては現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1.1.17 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。
また、受注者は、処理が完了した時点(検査後も可)で、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)のE票の写しを、監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通事務次官通達平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を電子データとともに監督員に提出しなければならない。
- 7 本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場(中間処理施設〈減量化施設〉経由を含む)」へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

1.1.18 監督員の検査(確認を含む)及び立会等

- 1 受注者は、設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の検査・確認及び立会等を受ける場合は、あらかじめ検査願、確認・立会願等を監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、工事が契約図書のとおり行なわれているかどうかを、確認及び把握をするため、必要に応じ、工事現場又は製作工場に検査(確認を含む)、立会及び資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員による検査(確認を含む)及び立会、把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- 4 監督員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。
- 5 監督員は、契約書第17条第2項及び3項の規定に基づき、必要があるとみとめられる場合は工事の施工部分を破壊して確認することができる。
- 6 受注者は、契約書及び標準仕様書の規定に基づき、監督員の検査もしくは確認及び立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
- 7 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施しなければならない。また、必要に応じ、設計図書に基づいて丁張等を設置し、中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について監督員の確認を受けなければならない。
- 8 確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、確認時期においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(工種、細別、予定時期等)を施工計画書に記載し提出しなければならない。また、当初予定していなかった段階確認の実施について、監督員から通知があった場合においても、受注者は段階確認を受けなければならない。
 - (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、受注者は、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面の写しを保管しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員が完成時不可視となる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 9 段階確認は監督員の臨場が原則であるが、やむを得ず机上となる場合でも、受注者は、事前に施工管理記録、図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し確認を受けなければならない。
- 10 受注者は、工事の施工が次の各号に掲げる事項の場合は、監督員の立会いを求めたうえで施工しなければならない。
 - (1) 断水作業に伴う配管工事、仕切弁等の操作及び排水作業等が必要な工事
 - (2) 重要な箇所の施工
 - (3) その他監督員が特に指示したもの

1.1.19 社内検査

- 1 受注者の社内検査に従事する者（以下「社内検査員」という。）は、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成・既済部分・監督員による検査・確認及び立会）の事前に社内検査を行い、その結果を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 2 社内検査員は、当該工事に従事していない社内の者とする。
- 3 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり社内検査を行うものとする。
- 4 社内検査員は、10年以上の現場経験を有する者とする。
- 5 受注者は社内検査員を定めた場合、施工計画書に氏名、資格、経歴等を記載し、監督員に提出しなければならない。
なお、社内検査員を変更した場合も同様とする。

1.1.20 工事の検査及び引渡し

- 1 受注者は、工事（修繕）を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内（修繕は10日以内）に受注者の立会いの上設計図書に定めるところにより、工事（修繕）の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を郡山市上下水道局工事成績評定通知実施要領に基づき、受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事（修繕）目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 発注者は、前項に定めるもののほか、工事（修繕）施工の中途において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事（修繕）施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事（修繕）目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、第2項の検査によって工事（修繕）の完成を確認した後、受注者が工事（修繕）目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事（修繕）目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該工事（修繕）目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事（修繕）が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事（修繕）の完成とみなし、第1項から第2項まで及び第4項から第6項までの規定を適用する。

1.1.21 しゅん工検査

- 1 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、しゅん工届を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、しゅん工届提出時及び監督員が指示したときに、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。
- (1) しゅん工図（出来形図）
 - (2) 施工管理の結果資料
 - ①出来形管理
 - ②品質管理
 - ③工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 社内検査結果資料
 - (6) その他監督員の指示するもの
- 3 受注者は、しゅん工検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
- (1) 各資材の受払い記録
 - (2) 工事日報（KY活動、TBM等の記録を含む） ※様式は任意とする。
 - (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料
 - (4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）
 - (5) その他検査員の指示するもの
- 4 受注者は、しゅん工届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完成していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 5 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 6 受注者は、工事目的物を対象として契約図書と対比した、次の各号に掲げる検査を臨場の上、受けなければならない。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。
- 7 発注者は、検査の結果、契約書及び設計図書等に適合しないとして、その内容及びそれに対する処置に関する意見を検査員から通知された場合は、不適合の原因が受注者の責任による場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- 8 受注者は、当該工事完成時については、1.1.18監督員の検査（確認を含む）及び立会等第3項の規定を準用する。
- 9 郡山市上下水道局における電子納品については、まだ、制度化されていないため受注者に対し電子納品を求めないが、受注者が電子納品を望む場合は、福島県の電子納品運用ガイドラインの土木工事編又

は営繕工事編（以下、「工事ガイドライン」という）に準じて実施する。

また、電子成果品の受領に際し、各工事ガイドラインに基づき電子成果品の構成及び内容の確認を行う。

1.1.22 既済部分検査

- 1 受注者は、契約書第37条第2項の部分払いの確認の請求を行った場合又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により、工事出来高報告書及び工事出来高内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、検査にあたって、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した次の各号に掲げる検査を受けなければならない。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類・記録及び写真等を参考にした検査。
- 4 受注者は、発注者の指示による修補については、1.1.20工事の検査第7項の規定に従うものとする。

1.1.23 中間検査

中間検査は、必要と認められた工事について実施するものとする。

1.1.24 施工管理

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示されている作業手順にしたがって施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。
- 2 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事内容（目的）、工事終了日、工事実施時間帯、工事種別、工事区間（場所）、発注者、施行者等を記載した工事名標示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。発注者は郡山市上下水道局とし、連絡先（当該工事の監督業務を担当している課名）を記入すること。なお工事名標示板のレイアウト等の詳細については、付則4「配管工事標準図集」の5-1 工事看板レイアウト図（工事名標示板）によるものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

8 受注者は、付則1「配管工事施工管理基準及び規格値」及び「福島県土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、監督員の指示により次の記録を提出しなければならない。（品質及び出来形の規格値は、この仕様書で定めるものの外は特記仕様書及びJIS、JWWA、JDPA、WSP、POLITEC、JASに定める規格による。）

(1) 工程管理記録

受注者は、工程管理を、工事内容に応じた方式により作成した実施工程表により行わなければならない。

(2) 出来形管理記録

出来形管理基準表及び、出来形規格値により管理を行わなければならない。

(3) 品質管理記録

品質管理基準表及び、品質規格値により管理を行わなければならない。

(4) 写真管理記録

工事記録写真は、配管工事においては付則2「配管工事写真管理基準」により管理し、その他の工事については福島県土木部の定める基準により工事の段階ごとにその着工から完成までの施工状況が識別できるよう管理を行わなければならない。

9 受注者は、水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から確認することが出来なくなる部分の施工に際しては、出来形、寸法、品質及び施工状況の確認できる写真その他を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.1.25 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、毎月末日までの履行状況を作成し、毎月監督員に提出しなければならない。（付則7「様式集」参照）

1.1.26 使用人等の管理

1 受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適性に遂行されるために、管理及び監督しなければならない。

1.1.27 工事関係者に関する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあたってはそれらの者の職を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.1.28 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰材料、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、梯子等は、監督員の指示にしたがって存置し、検査完了後撤去するものとする。

1.1.29 環境対策

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- 3 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。

この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

- 4 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合及びトンネル坑内作業にあたり表1-2に示すトンネル工事工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対

策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式) ・ 油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ロードローラ、タイヤローダ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

表1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル ・大型ブレーカ・コンクリート吹 付機・ドリルジャンボ・ダンプ トラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン 出力7.5kw以上260kw以下）を搭 載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準 に排出ガス基準が定められている 自動車の種別で、有効な自動車検 査証の交付を受けているものは除 く。

- 5 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に、関係法令等を遵守させるものとする。
- 6 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。
- 7 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を必要に応じ監督員に提出するものとする。

1.1.30 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者が工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1.1.31 諸法令の遵守

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令及び条例は以下に示しておりである。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 地方自治法 | (昭和22年法律第67号) |
| (2) 建設業法 | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年法律第49号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和47年法律第57号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和50年法律第28号) |
| (7) じん肺法 | (昭和35年法律第30号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和49年法律第116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第50号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和11年法律第70号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成3年法律第94号) |
| (14) 道路法 | (昭和27年法律第180号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和35年法律第105号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和26年法律第183号) |
| (17) 道路運送車両法 | (昭和26年法律第185号) |
| (18) 砂防法 | (明治30年法律第29号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (昭和33年法律第30号) |
| (20) 河川法 | (昭和39年法律第167号) |
| (21) 海岸法 | (昭和31年法律第101号) |
| (22) 港湾法 | (昭和25年法律第218号) |
| (23) 港則法 | (昭和23年法律第174号) |
| (24) 漁港法 | (昭和25年法律第137号) |
| (25) 下水道法 | (昭和33年法律第79号) |
| (26) 航空法 | (昭和27年法律第231号) |
| (27) 公有水面埋立法 | (大正10年法律第57号) |
| (28) 軌道法 | (大正10年法律第76号) |
| (29) 森林法 | (昭和26年法律第249号) |
| (30) 環境基本法 | (平成5年法律第91号) |
| (31) 火薬類取締法 | (昭和25年法律第149号) |
| (32) 大気汚染防止法 | (昭和43年法律第97号) |

(33) 騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
(36) 振動規制法	(昭和51年法律第64号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
(38) 文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
(39) 砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
(40) 電気事業法	(昭和39年法律第170号)
(41) 消防法	(昭和23年法律第186号)
(42) 測量法	(昭和24年法律第188号)
(43) 建築基準法	(昭和25年法律第201号)
(44) 都市公園法	(昭和31年法律第79号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	(平成12年法律第104号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成14年法律第53号)
(47) 駐車場法	(昭和32年法律第106号)
(48) 海上交通安全法	(昭和47年法律第115号)
(49) 海上衝突予防法	(昭和52年法律第62号)
(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年法律第136号)
(51) 船員法	(昭和22年法律第100号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(昭和26年法律第149号)
(53) 船舶安全法	(昭和8年法律第11号)
(54) 自然環境保全法	(昭和47年法律第85号)
(55) 自然公園法	(昭和32年法律第161号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成12年法律第127号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成12年法律第100号)
(58) 河川法施行法	(昭和39年法律第168号)
(59) 技術士法	(昭和58年法律第25号)
(60) 漁業法	(昭和24年法律第267号)
(61) 漁港漁場整備法	(昭和25年法律第137号)
(62) 空港法	(昭和31年法律第80号)
(63) 計量法	(平成4年法律第51号)
(64) 厚生年金保険法	(昭和29年法律第115号)
(65) 航路標識法	(昭和24年法律第99号)
(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成3年法律第48号)
(67) 最低賃金法	(昭和34年法律第137号)
(68) 職業安定法	(昭和22年法律第141号)

(69) 所得税法	(昭和40年法律第33号)
(70) 水産資源保護法	(昭和26年法律第313号)
(71) 船員保険法	(昭和14年法律第73号)
(72) 著作権法	(昭和45年法律第48号)
(73) 電波法	(昭和25年法律第131号)
(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(昭和42年法律第131号)
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和44年法律第84号)
(76) 農薬取締法	(昭和23年法律第82号)
(77) 毒物及び劇物取締法	(昭和25年法律第303号)
(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成17年法律第51号)
(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成17年法律第18号)
(80) 警備業法	(昭和47年法律第117号)
(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成15年法律第58号)
(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(平成18年法律第91号)
(83) 会計法	(昭和22年法律第35号)
(84) 水道法	(昭和32年法律第177号)
(85) 郡山市上下水道局、及び地方公共団体の関係条例	
(86) その他関係法令及び規格	

- 2 受注者は、諸法令、諸法規を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼさないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが前第1項の諸法令、諸法規に照らし不適當であつたり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に報告し確認を求めなければならない。

1.1.32 官公庁への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得た資料を保管し、監督員の請求があつた場合は直ちに提示しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意を

もってその解決に当たらなければならない。

- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1.1.33 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、官公庁の休日又は夜間に現道上の工事（修繕）を行うにあたっては、監督員と協議しなければならない。

1.1.34 提出書類

- 1 受注者は、提出書類を付則7「様式集」の中の提出書類一覧表等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1.1.35 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに請負工事被害報告書により監督員に通知するものとする。
- 2 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- 2) 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- 3) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
- 4) その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう）が15m/秒以上あった場合

- (3) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
- (4) 地震及び豪雪により生じた災害にあつては周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

- 3 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1.1.36 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者との使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1.1.37 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

また、当該請負契約金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を発注者に提出しなければならない。

受注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。

受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。

- 4 上記以外の制度（商工会議所退職金共済制度等）に加入している場合は、その証明書を提出するものとする。

1.1.38 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1. 1. 39 賠償の義務

- 1 受注者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、契約書第29条に基づき協議しなければならない。
- 2 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については発注者は一切その責を負わない。
- 3 前2項の処理は、原則として受注者が行うものとする。

1. 1. 40 保証期間

受注者は、工事目的物にかしがあるときは、工事（修繕）請負契約書第41条に定める相当の期間そのかしを修補し、また、そのかしによって生じた滅失もしくはき損に対し、損害を賠償しなければならない。

1. 1. 41 疑義の解釈

仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者の協議による。

第2節 安全管理

1.2.1 一般事項

- 1 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、労働災害等の防止に努めなければならない。
- 2 受注者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておかなければならない。
 - (1) 工事施工に当たり、「労働安全衛生規則」（昭和47年9月労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年9月労働省令第42号）等に定めるところにより、かつ「土木工事安全施工技術指針」（昭和43年4月建設省官技発第37号）を参考とし、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努めなければならない。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施さなければならない。
 - (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しなければならない。特に、ガス関連工事については、緊急措置体制をとっておかなければならない。
 - (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておかなければならない。
 - (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に、消火器を配備し、その付近は整理しておかなければならない。
- 3 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講じなければならない。
- 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとらなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めなければならない。
- 6 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用するものとする。
- 7 大量の土砂、工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）、「車両制限令」（昭和36年7月政令第265号）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえ、搬送計画をたて、実施するものとする。

1.2.2 交通保安対策

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者及び所轄警察署長の交通制限に係る指示に従うとともに沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安柵、注意灯、照明灯、覆工等を設備し、交通の安全を確保しなければならない。

- 2 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 作業場内は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないものとする。
- 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧を行い、遅滞なく一般交通に開放しなければならない。
- 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話、下水道等のマンホール並びにボックスは、これを常時使用できるように確保しておかなければならない。
- 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておかなければならない。
ただし、作業時間中で作業場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。
- 7 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにしなければならない。
- 8 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導警備員を配置して、車両の誘導及び事故防止にあたらなければならない。受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。また、表1-3に示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第18条及び警備員の検定等に関する規則（国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日）第2条並びに、福島県公安委員会告示第41号（平成18年12月19日）に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

表1-3

指定路線		区間	施行年月日
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	郡山市の全域	平成19年6月19日
	国道49号		
	国道288号		平成28年4月1日
	県道河内郡山線		
	県道須賀川二本松線		

- 9 夜間は、原則として、工事施工区間を一般交通に開放しなければならない。

1.2.3 歩行者通路の確保

- 1 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分、以下同じ。）で工事をする場合は、歩行者が安全に通行できる通路を確保することを原則とする。

- 2 歩道及び横断歩道で工事（修繕）する場合は、歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通誘導警備員を配置して歩行者の安全に努めなければならない。
- 3 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施さなければならない。
- 4 夜間工事中の箇所の歩行者用通路には、保安灯を設置すること。
- 5 工事のため歩行者通路を切回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示板を設置するものとする。
- 6 片側歩道を全部使用して施工する場合に、歩行者を反対側歩道に誘導する場合は、作業帯の前後の横断箇所に迂回案内板を掲示し、また、必要であれば誘導員を配置すること。

1.2. 4 事故防止

- 1 受注者は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月建設省経建発第1号）「土木工事安全施工技術指針」（昭和43年4月建設省官技発第37号）「建設機械施工安全技術指針」（平成6年11月建設省経機発第180号）等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意しなければならない。
- 3 重要な箇所には、専任の保安責任者、地下埋設物保安責任者を常駐させ、常時点検整備（必要な補強）に努めなければならない。
- 4 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないうように十分徹底しておかななければならない。
- 5 工事用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤らないようにしなければならない。
- 6 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講じなければならない。

また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、適切な表示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておかななければならない。

- 7 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意しなければならない。
- 8 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用しなければならない。

- 9 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講じなければならない。
 - (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努めなければならない。
 - (2) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電

防止措置を行わなければならない。

(3) 仮設電気工事は、「電気事業法電気設備に関する技術基準」（平成9年3月通商産業省令第52号）に基づき電気技術者に行わせなければならない。

(4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させなければならない。

10 工事中、その箇所が酸素欠乏もしくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したときまたは、監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47.9.30労働省令第42号）等により換気設備、酸素濃度測定機、有事ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講じなければならない。

11 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒防止規則（昭和47.9.30労働省令第36号）」等によって作業の安全を期さなければならない。

12 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して、周到な調査と施工管理を行わなければならない。

13 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

14 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（昭和47年6月法律第57号）等の関係法令に基づく措置を常に講じなければならない。

特に、重機械の運転、電機設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合はバリケード、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の表示をしなければならない。

1.2.5 事故報告

受注者は、工事施工中、万一事故が発生したときは、所要の処置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督員に報告しなければならない。

1.2.6 現場の整理整頓

1 受注者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を整理整頓し現場内及びその付近の清潔を保たなければならない。

2 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃しなければならない。

1.2.7 現場の衛生管理

1 浄水場（稼動中のもので、取水場、配水池その他これに準ずる箇所を含む）構内で行う工事（修繕）に従事する者は、「水道法」（昭和32年法律第177号）「水道法施行規則第16条」に従い、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を、監督員の指示により、提出しなければならない。

ない。

- 2 健康診断の実施項目は、赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、0-157とし、その他については、必要に応じて行うこととする。

1.2. 8 安全教育

- 1 受注者は作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図らなければならない。
なお、新規作業員等は安全教育等を実施後に就業させなければならない。
- 2 安全教育は全作業員が参加し、安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育、当該工事の内容の周知徹底および災害対策訓練、当該工事現場で予想される事故対策、他必要な事項について実施しなければならない。
- 3 安全教育および訓練は計画的に実施するものとし、作成した計画は施工計画書に記載しなければならない。
- 4 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく記録を提示しなければならない。

1.2. 9 工作物の解体作業等における石綿(アスベスト)の注意事項

- 1 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は「石綿障害予防規則」(平成17年厚生労働省令第21号)に従い、事前に石綿等(石綿障害予防規則第2条2号に掲げる物をいう。以下同じ。)の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録する。
- 2 施工に先立って、工事現場の周囲に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認する。
- 3 前2項の確認の結果、石綿等又はその疑いのある物を発見した場合は、直ちに監督員に報告し対応を協議する。また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、仕様書で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。
- 4 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業をし、又は石綿等の除去その他の作業処理を行う場合は、「石綿障害予防規則」、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等に従い、作業員、事業所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないように通切に施工する。
- 5 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合で監督員の指示があったものについては「建築物等の解体等の作業に当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」(平成17年8月2日付厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知)及び「大気環境中へ石綿(アスベスト)飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」(平成17年8月9日付環境省環境管理局長通知)に基づいた掲示板を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出する。

1.2.10 石綿セメント管(アスベスト)撤去等に伴う注意事項

石綿セメント管の撤去に当たっては「石綿障害予防規則」(平成17年2月厚生労働省令第21号)

及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成17年8月厚生労働省健康局水道課）を活用し適切に施工しなければならない。

第3節 工事用設備等

1.3.1 現場事務所及び材料置場等

受注者は、現場事務所、仮設トイレ、材料置場、機械据付け場所等の確保については、監督員と協議のうえ関係機関への手続き及び地元調整等を行わなければならない。

1.3.2 工事用機械器具等

- 1 工事用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用しなければならない。
- 2 監督員が不適当と認めたときは、速やかにこれを取り替えなければならない。

1.3.3 工事現場標識等

- 1 工事現場には、1.1.24施工管理第3項に基づき、見やすい場所に、工事名、工事箇所、工事期間、発注者名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置しなければならない。
- 2 発注者が、工事内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、受注者は発注者の指定する広報板を設置しなければならない。

1.3.4 工事用電力及び工事用給排水

- 1 工事用電力（動力及び照明）及び工事用給排水の施設は、関係法規に基づき設置し管理しなければならない。
- 2 受注者は、常に工事の進捗状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し工事の円滑な進行を図らなければならない。特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行を図らなければならない。

1.3.5 工事用地の確保

- 1 受注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは

取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第4節 工事施工

1.4.1 一般事項

- 1 受注者は、工事に先立ち、施工計画書を監督員に提出し、これに基づき工事の適正な施工管理を行わなければならない。なお、簡易な工事等で監督員の承諾を得た場合は施工計画書の一部を省略することができる。
- 2 受注者は、常に工事の進捗状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行をはからなければならない。特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行を図らなければならない。
- 3 受注者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行わなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手しなければならない。
- 5 受注者は、監督員が常に施工状況の確認が出来るように必要な資料の提出及び報告書等の作成等適切な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業の担当者との現地立会いその他に参加し許可条件、指示事項等を確認しなければならない。

1.4.2 事前調査

- 1 受注者は、工事に先立ち施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘、その他により確認しなければならない。
- 2 受注者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、監督員と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 その他工事に必要な環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても十分調査しなければならない。

1.4.3 障害物件の取扱い

- 1 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了を待って、工事を進行させなければならない。
- 2 受注者は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護等適切な措置を行い、工事完了後原形に復旧しなければならない。
- 3 受注者は、地上施設又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合はその指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議しなければならない。

1.4.4 現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先立ち、監督員と協議のうえ、現場付近居住者に対して、工事施工について周知を行い、必要とされる場合は説明を行い、十分な協力が得られるよう努めなければならない。

1.4.5 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 2 設計図書において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。

この場合において、工事の施工上必要とされる用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所等）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないよう努めなければならない。
- 4 受注者は、前第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧し、直ちに発注者に返還しなければならない。

工事の完成前に、発注者が返還を要求した場合も遅滞なく発注者に返還しなければならない。

- 5 発注者は、前第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1.4.6 公害防止

受注者は、工事の施工に際し、「環境基本法」（平成5年法律第91号）、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び公害防止条例等を遵守し、ばい煙、粉じん、有害ガス、悪臭、地盤沈下、地下水の断絶等の公害による苦情が起こらないよう有効かつ適切な措置を講じなければならない。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

1.4.7 道路の保守

残土運搬その他によって、道路を損傷させるおそれがある場合には、監督員と協議し、養生等適切な対応をとること。

1.4.8 建設副産物

建設副産物については、1.1.17 建設副産物に準拠すること。

1.4.9 断水工事等の施工時間の厳守

受注者は断水工事及び排水作業の施工にあたっては、前もって監督員と協議し、時間厳守のうえ施工しなければならない。

1.4.10 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告しなければならない。

1.4.11 出来形数量の算出

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に、数量算出要領（福島県土木部土木設計マニュアル設計積算編及び水道実務必携数値基準参照）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

- 3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従ってしゅん工図を作成し監督員に提出しなければならない。

1.4.12 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成の際提出しなければならない。（付則2「配管工事写真管理基準」を参照）

1.4.13 しゅん工図

受注者は、付則6「しゅん工図作成要領」に基づき、しゅん工図を作成し、しゅん工届けに添えて提出しなければならない。

1.4.14 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておかなければならない。

1.4.15 建設機械

- 1 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、1.1.29環境対策によるものとし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、提出する施工計画書の建設機械欄に、排出ガス対策型建設機械使用の有無を記入するとともに、添付資料として、使用する機械が排出ガス対策型機械であることを証明できる資料を提出すること。証明できる資料とは、使用する機械が、国土交通省で公表している機種一覧表に対応することがわかる資料、又は車検証で排出ガス規制を受けた車種とわかる資料とする。（機種一覧表及

び車検証等の写し)

- 3 排出ガス対策型建設機械の指定機種等については、国土交通省のホームページを参考とすること。また、型式指定を受けた建設機械の基準適合表示ラベルについては「福島県土木部土木工事共通仕様書第10編参考資料第4節排出ガス対策型建設機械に関する参考資料」を参考とすること。
- 4 受注者は、現場において使用した排出ガス対策型建設機械が確認できる写真等をしゅん工届提出時に提出すること。

1.4.16 仮設

- 1 受注者は、工事施工に必要な仮設等は設計図書に指定されたものを除き、受注者の責任において選択するものとする。この場合、特に監督員が必要と認めて指示する仮設物等については応力計算を行って資料等を提出しなければならない。施工完了後は、契約に基づき存置するものの他は撤去しなければならない。
- 2 臨時給水のストップバルブ等は、必要時以外は第三者による作動を防止する対策を行うとともに、車両等により破損等のトラブルがないよう配管しなければならない。

1.4.17 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を図らなければならない。

第2章 材料

第1節 材料一般

2.1. 1 材料の規格

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き日本工業規格（以下「JIS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、日本ダクタイル鉄管協会規格（以下「JDPA」という。）、日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（以下「POLITEC」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）等に適合したものでなければならない。
- 2 上記規格に記載のない材料及び設計図書で指示した材料については、監督員の承諾を得なければならない。

2.1. 2 材料の承諾

- 1 工事に使用する材料は、施工計画書に製造会社及び製品名を記載し提出しなければならない。
- 2 監督員が必要と認めた材料は、承認図を材料検査前に提出し監督員の承諾を受けること。

2.1. 3 材料の検査

- 1 工事用材料は、使用前に監督員の検査を受け、合格したものでなければならない。
- 2 材料検査に際して、受注者はこれに立会うものとする。なお、立会わないとき、受注者は、検査に対し異議を申し立てることはできない。
- 3 検査及び試験のため、使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- 4 材料検査に合格したものであっても、使用時において損傷、変質した材料、又は不良品と疑問を持つ材料は、新品と取り替え、再び検査を受け合格したものを使用しなければならない。
- 5 不合格品は、直ちに現場より搬出するものとする。

2.1. 4 調合

使用材料のうち、調合を要するものについては、監督員の立会いを得て調合する。ただし、監督員が適当と認めたときは、抜き取り又は見本検査によることができる。

2.1. 5 加工

加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けなければならない。

2.1. 6 材料の搬入

工事材料は、工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入しなければならない。

2.1. 7 合格品の保管

工事材料の合格品は、指定の箇所に受注者の責任において、変質・不良化しないよう保管しなければならない。特に、配管材料については受口等の保護のため、架台を高く（15cm角材を2本使用し30cm程上げる）し、シート等で端まで包むこと。

第2節 支給材料及び貸与品

2.2. 1 支給及び貸与

支給材料及び貸与品は、発注者、受注者の立会いのもとに確認した後、受領書又は借用書と引換えに支給あるいは貸与する。受注者は、その形状や寸法が使用に適切でないと認めたときは、その旨を監督員に申し出なければならない。

2.2. 2 品目、数量、受渡し

支給材料及び貸与品の品目、数量、受渡し場所は発注者の指示によるものとする。

2.2. 3 運搬、保管

支給材料及び貸与品の運搬並びに保管は、受注者が行うものとし、その取扱いは慎重に行わなければならない。

2.2. 4 使用及び加工

支給材料及び貸与品の使用および加工にあたっては、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

2.2. 5 保管、使用状況の把握

支給材料及び貸与品は、整理簿によりその保管及び使用の状況を常に明らかにしなければならない。

2.2. 6 損傷時の処置

支給材料及び貸与品を滅失又は損傷したときは、賠償するか又は原形に復さなければならない。

2.2. 7 貸与品の維持、修繕

貸与品の貸与期間中における維持修繕は、受注者の負担とする。

2.2. 8 返納

工事完了後、支給材料の残材及び貸与品については、監督員の検査を受けたのち、速やかに指定の場所に返納しなければならない。

第 3 節 発生品

2.3. 1 現場発生品

工事施工により生じた管弁類等の現場発生品（切管、撤去品等）については、数量、品目等を確認し
所定の手続きにより処分しなければならない。

ただし、監督員の指示する場合はこの限りではない。

第4節 配管材料

2.4.1 配管材料

配管材料とは、工事に使用する管材料、接合材料、弁栓類、内面塗料、ポリエチレンスリーブ、外面塗覆装材料をいう。

2.4.2 配管材料の規格

- 1 配管材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、日本水道協会の水道工事標準仕様書に記載の「JIS規格水道用品一覧表」、「JWWA規格水道用品一覧表」の規格及び「JDPA」、「WSP」、「POLITEC」、「JAS」の規格に適合するものを使用しなければならない。
- 2 日本水道協会の水道工事標準仕様書に記載のJIS規格水道用品一覧表、JWWA規格水道用品一覧表の規格において改正（変更、新設、廃止等）が行われた場合は最新の規格を適用しなければならない。
- 3 給水装置と同等の構造を要する付属設備等に使用する材料については、郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」を準用しなければならない。
- 4 前1及び3項に該当しない材料を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、規格品であっても、細部の仕様が特定できないものについては、これを明確にした図面等により、監督員の承諾を得なければならない。

2.4.3 材料の品質の証明

受注者は、品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担で整備・保管し、監督員の要請があった場合には延滞なく提示または提出しなければならない。

第5節 一般材料

2.5.1 一般材料の規格

工事に使用する一般材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、福島県土木部共通仕様書 第2編 材料編に準拠するものを使用するものとする。

第3章 配管工事

第1節 施工一般

3.1.1 一般事項

- 1 施工に当たっては、あらかじめ設計図又は施工標準図に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておく。また、施工順序、施工方法、使用機器等について、監督員と十分打合わせを行った後、工事に着手しなければならない。
- 2 路線中心測量の際、基準点については引照点を設け、水準点については移動、沈下のおそれのない箇所を選定する。また、基準点、水準点に木杭、コンクリート杭等を用いる場合は、十分堅固に設置すること。
- 3 設計図又は施工標準図により難しい場合は、監督員と協議すること。
- 4 新設管と既設埋設物との離れは、30cm以上としなければならない。ただし、所定の間隔が保持できないときは、監督員と協議すること。

3.1.2 試掘調査等

- 1 受注者は、施工の前に工事する道路等の隣接家屋又は工作物等の構造及び交通状況を調査し、工事に支障になるおそれがある場合は、その取扱いについて監督員と協議しなければならない。
- 2 工事の施工に先立ち試掘調査を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、監督員に報告すること。
- 3 試掘箇所は、監督員と協議し、地下埋設物の施設管理者の立会いを求め選定すること。
- 4 試掘は、人力掘削を標準とし、掘削中は地下埋設物に十分注意し損傷を与えてはならない。
- 5 試掘調査に当たっては、土質の性状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。
- 6 既設埋設物の形状、位置等の測定は、正確を期すとともに、埋戻し後もその位置が確認出来るよう適切な措置を講じること。
- 7 試掘箇所は、即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。
なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理しなければならない。
- 8 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立会いを求め、その指示を受け適切な措置を講じなければならない。

3.1.3 芯出し管割

試掘調査及び埋設物資料等に基づき、現地で芯出し及び管割を行い、管割図を作成、提出し、監督員の確認を受けなければならない。

3.1.4 水圧試験

- 1 水圧試験は、管布設完了後、監督員立会のもと0.75MPaを5分以上の水圧試験を行い、異常があってはならない。

なお、テストバンドその他の水圧試験については、監督員と協議して行うこと。

また、給水装置のサドル付分水栓による分水工事においては、郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」に基づき、分水栓から第一次止水栓までの水圧試験を行うこと。

- 2 試験用水は、原則として上水道水とする。また、それ以外の水の使用に当たっては、監督員の承諾を受けなければならない。
- 3 水圧試験が不合格となったときは、直ちにその原因を究明し、あらためて試験を行わなければならない。

3.1.5 管洗浄

- 1 管の洗浄に使用する水は、原則として上水道水とし、作業は監督員の立会いのうえ行うこと。
- 2 残留塩素濃度、pH等を確認し、必要に応じて水質検査を受けること。

第2節 管路土工

3.2.1 掘削工

- 1 掘削に当たっては、あらかじめ保安設備、土留、排水、覆工、残土処理その他につき必要な準備を整えたうえ、着手する。
- 2 アスファルトコンクリート舗装、コンクリート舗装の切断は、舗装切断機等を使用して切口を直線に施工する。また、取り壊しに当たっては、在来舗装部分が粗雑にならないように行う。
- 3 舗装切断を施工する場合は、保安設備、交通誘導警備員等を適切に配置し、交通上の安全を確保するとともに冷却水処理にも留意する。
- 4 掘削は開削期間を極力短縮するため、その方法、位置を十分検討して行う。
- 5 機械掘削を行う場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意する。
- 6 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるよう所定の形状に仕上げる。
なお、えぐり掘り等はしない。
- 7 床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より10cm以上取り除き、砂等に置き換える。
- 8 湧水のある箇所の掘削については、土留、排水（ノッチタンク設置）等を適切に行う。

3.2.2 埋戻工

- 1 埋戻しは、良質の土砂を用い、埋戻し箇所の清掃後、底面より1層20cm以内で管上10cmまで管の両側より均等に下側まで十分行きわたるよう、1層20cm以内で十分締め固めながら所定の高さに仕上げるものとする。
- 2 埋戻し材料として用いる川砂、山砂、碎石（再生碎石）等は、品質規格に合格したもので、試料及び試験結果を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。なお、会所掘り、床均し等でほぐした土は搬出すること。
- 3 管の下端、側部及び埋設物の交差箇所の埋戻し、突き固めは、特に入念に行い、沈下の生じないようにすること。
- 4 土留の切梁、管の据付けの胴締め材は、管に影響を与えないよう取り外し時期、方法を考慮して埋戻しを行うこと。

3.2.3 水替工

- 1 工事区域内は、必要に応じて水替設備を設け、水を滞留させてはならない。また、必要に応じて、沈砂ますを設けて、土砂を外部に流さないようにしなければならない。
- 2 設計図書によらない水替の方法は、事前に監督員と協議しなければならない。
- 3 水替による排水の管理は、冬季の凍結防止、公共用水域等の汚染防止、浸水の防止対策をとるなど、常時管理しなければならない。

第3節 管布設工

3.3. 1 管・弁類の取扱い及び運搬

1 ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル特鉄管の取扱いについては、次の事項を厳守する。

- (1) 管を積み下しする場合はクレーンで2点吊りにより行い、ナイロンスリング又はゴムチューブなどで被覆したワイヤロープ等安全な吊り具を使用する。
- (2) 管を運搬する場合は、クッション材を使用し、衝撃等によって管を損傷させないように十分注意する。
- (3) 保管に当たっては、歯止めを行うなど、保安に十分注意する。
- (4) ゴム輪は、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい）に保管する。

2 鋼管及びステンレス管

鋼管及びステンレス管の取扱いについては、次の事項を厳守し、塗覆装面及び開先には絶対に損傷を与えない。

- (1) 管を吊る場合は、ナイロンスリング又はゴムで被覆したワイヤロープ等安全な吊り具を使用し塗覆装部を保護するため、両端の非塗覆装部に台付けをとる2点吊りにより行う。
- (2) 管の支保材、スノコ等は、据付け直前まで取り外さない。
- (3) 置場から配管現場への運搬に当たっては、管端の非塗装部に当て材を介して支持し、吊り具を掛ける場合は、塗装面を傷めないよう適切な防護を行う。
- (4) 小運搬の場合は、管を引きずらない。また、転がす場合には管端の非塗装部分のみを利用し方向を変える場合は吊り上げて行う。
- (5) 管の内外面の塗装上を直接歩かない。

3 水道用硬質ポリ塩化ビニル管

水道用硬質ポリ塩化ビニル管（以下「ポリ塩化ビニル管」という。）の取扱いについては、次の事項を厳守する。

- (1) ポリ塩化ビニル管の積み降ろしや運搬のときは、慎重に取扱い、放り投げたりしない。
- (2) ポリ塩化ビニル管のトラック運搬は、一般に長尺荷台のトラックを用い、横積みにして固定する。
- (3) ポリ塩化ビニル管を横積みで保管する場合は、平地に積み上げ、高さを1.5m以下とし、崩れないように注意する。
- (4) 保管場所は、なるべく風通しのよい直射日光の当たらない場所を選ぶ。
- (5) 高熱により変形するおそれがあるので、火気等に注意し温度変化の少ない場所に保管する。
- (6) 継手類は、種類、管径別に数量を確認したうえ屋内に保管する。
- (7) ポリ塩化ビニル管とその継手は、揮発性薬品（アセトン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム、酢酸エチル）及びクレオソート類に浸食されやすいので注意する。

4 水道配水用ポリエチレン管

水道配水用ポリエチレン管（以下「ポリエチレン管」という。）の取扱いについては、次の事項を厳守する。

- (1) 管の取扱いにおいては、特に傷がつかないように注意し、また、紫外線、火気からの保護対策を行う。
- (2) トラックからの積み降ろしのときは、管や継手を放り投げたりして衝撃を与えない。
- (3) トラックで運搬するときは、管が吊り具や荷台の角に直接当たらないようにクッション材で保護する。
- (4) 小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたりしない。
- (5) 管の保管は屋内保管を標準とし、メーカー出荷時の荷姿のままとする。現場で屋外保管をする場合はシートなどで直射日光を避け、熱気がこもらないよう風通しに配慮する。
- (6) 管の保管は平たんな場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないようにして横積みする。また、井げた積みにはしない。
- (7) 管の融着面の清掃時に使用するエタノール・アセトンは、保管量により消防法の危険物に該当するため、保管にあたっては、法令及び条例を遵守する。
- (8) 灯油、ガソリン等の有機溶剤の影響がある場所での使用は避けること。
また、必要に応じて浸透対策を行うこと。

5 弁類

- (1) 弁類の取扱いは、台棒、角材等を敷いて、水平に置き、直接地面に接しないようにする。
また、吊り上げの場合は弁類に損傷を与えない位置に、台付けを確実にする。
- (2) 弁類は、直射日光やほこり等をさけるため屋内に保管する。やむを得ず屋外に保管する場合は必ずシート類で覆い保護する。

3.3. 2 配管技能者

配管工事に従事する技能者は豊富な実務経験と知識等を有し、熟練した者でなければならない。

3.3. 3 管体検査

- 1 管体検査は、布設する際に十分行い、損傷部の無いことを確認すること。また、管内部に土砂等の不
用なものが無いことを確認し、必要に応じ清掃しなければならない。
- 2 管体にキズ等が見つかった場合には、外面耐食塗装の補修方法に準じ早急に補修しなければならない。

3.3. 4 管の据付け

- 1 管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを、確認しなければならない。
- 2 管の布設は、原則として低所から高所に向けて行い、また、受口のある管は受口を高所に向けて配管

しなければならない。

- 3 管の据付けに当たっては、管内部を十分清掃し、水平器、型板及び水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して正確に据え付ける。また、管体の表示記号を確認するとともに、ダクティル鑄鉄管の場合は受口部分に鑄出してある表示記号のうち管径及び年号の記号を上に向けて据え付けなければならない。
- 4 ダクティル鑄鉄管直管を使用して曲げ配管を行わなければならない場合は、監督員の承諾を得てから継手の持つ許容曲げ角度内（日本ダクティル鉄管協会の接合要領書による）で行わなければならない。
- 5 作業中は、管内に土砂や汚水等が流入しないように十分注意して施工するとともに、管内を清掃し、一日の作業完了後は、管内に綿布、工具類を置き忘れないよう点検した後、蓋等で管端部を塞がなければならない。

3.3.5 管の切断

- 1 管の切断に当たっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れなければならない。
- 2 管の切断は、管軸に対し直角に行わなければならない。
- 3 管の切断場所付近に可燃性物質がある場合は、保安上必要な措置を行ったうえ、十分注意して施工しなければならない。
- 4 布設するダクティル鑄鉄管の切断は、切断機で行うことを原則とする。また、異形管は切断してはならない。
- 5 動力源にエンジンをを用いた切断機の使用にあたっては、騒音に対して十分な配慮をしなければならない。
- 6 ダクティル鑄鉄管の切断面は、ダクティル鉄管切管鉄部用塗料で塗装し、防食しなければならない。
- 7 鋼管の切断は、切断線を中心に、幅30cmの範囲の塗覆装をはく離し、切断線を表示して行わなければならない。なお、切断中は管内外面の塗覆装の引火に注意し、適切な防護を行わなければならない。
- 8 鋼管は、切断完了後、新管の開先形状に準じて丁寧に開先仕上げを行わなければならない。また、切断部分の塗装は、原則として新管と同様の寸法で仕上げなければならない。
- 9 石綿セメント管を切断する場合には、1.2.9工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項及び、1.2.10石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項及び、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」等の関係法令を遵守して実施しなければならない。
- 10 塩ビ管の切断は、次の要領で行わなければならない。
 - (1) 管を切断する場合は、切断箇所が管軸に直角になるように、油性ペン等で全周にわたって標線を入れなければならない。
 - (2) 切断面は、ヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周を面取りしなければならない。

11 ポリエチレン管の切断は、次の要領で行わなければならない。

- (1) 水道配水用ポリエチレン管の場合は、ポリエチレン管用のパイプカッターを用いて、管軸に対して管端が直角になるように切断する。
- (2) 水道用ポリエチレン1種二層管の場合は、白色油性ペン等で標線を入れ、ポリエチレン管用のパイプカッターを用いて、管軸に対して管端が直角になるように切断しなければならない。

3.3. 6 既設管との連絡

- 1 連絡工事は、十分な事前調査、準備を行うとともに、円滑な施工ができるよう経験豊富な技術者と作業者を配置し、迅速、確実に施工しなければならない。
- 2 連絡工事箇所は、試掘調査を行い、連絡する既設管（位置、管種、管径等）及び他の埋設物の確認を行わなければならない。
- 3 防護コンクリートの打設に当たっては、仮防護等を緩めないように、十分留意して施工しなければならない。
- 4 弁止まりや栓止めとなっている既設管の連絡工事は、内圧により抜け出す危険性があるので、離脱防止対策を施すなど必要な措置を講じなければならない。

3.3. 7 不断水連絡工

- 1 工事に先立ち、穿孔工事の実施時期について、監督員と十分な打合せを行い、工事に支障のないように留意しなければならない。
- 2 使用する穿孔機は、機種、性能をあらかじめ監督員に報告し、使用前に点検整備を行わなければならない。
- 3 割丁字管は、水平に取付けることを標準とする。
- 4 穿孔は、既設管に割丁字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してから行わなければならない。
- 5 穿孔後は、切りくず、切断片等を管外に排出したうえで管を接続しなければならない。また、切断片は写真管理を行うこと。
- 6 穿孔機の取り付けに当たっては、支持台を適切に設置し、割丁字管に余分な応力を与えないようにしなければならない。

3.3. 8 異形管防護工

- 1 異形管防護工の施工箇所、形状寸法、使用材料等については、設計図書に基づいて行わなければならない。
- 2 前項以外で監督員が必要と認めた場合は、その指示により適切な防護を行わなければならない。
- 3 異形防護コンクリートの施工に当たっては、次によらなければならない。
 - (1) 必要に応じて、施工箇所の地耐力を確認する。
 - (2) 割ぐり石又は砕石基礎工は、管の据付け前に施工する。

- (3) 防護コンクリート打設に当たっては、管の表面をよく洗浄し、型枠を設け、所定の配筋を行い、入念にコンクリートを打設する。
- (4) 基礎工、鉄筋工、コンクリート工、支保工及び型枠工については、「福島県共通仕様書 土木工事編Ⅰ 第1編共通編第3章 無筋、鉄筋コンクリート」によるものとする。

3.3.9 防凍工

防凍工は、露出配管部、水管橋等において、設計図書に基づき施工するものとする。

1 管路部(露出部)

(1) 材料

保温材:フォームポリスチレン筒又はグラスウール等 25mm以上

防水材:アスファルトルーフィング(22K) 1.5回巻以上

外装材:ステンレス鋼板(JIS G3320)(SUS304)0.3mm以上及びFRP/トップコートとする外、
特記仕様書による。

(2) 施工

- ① 防水材と外装材の管軸方向の継目は、90°以上ずらして施工すること。
- ② 外装材の管軸方向継目は、管下半部に設け、水切り加工を施すこと。
- ③ 保温材、防水材、外装材の円周方向継目は、それぞれ互いに50mm以上ずらして施工すること。
- ④ 外装材の継目は、すべてコーキングを施すこと。
- ⑤ 外装材は、施工中においても内部に雨水等が入らないようにすること。
- ⑥ 外装材は、たるみなく巻き付けること。

2 空気弁部

(1) 材料

防凍箱の材料は、次によることとし、空気弁の操作・交換が容易にできる構造とすること。
また、通気孔を雨本等の浸入しない位置に設けること。

防凍箱 本体:ステンレス製(SUS304) 0.3mm以上

内面:フォームポリスチレン板 25mm

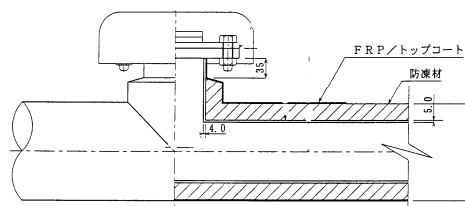
充填材:フォームポリスチレン粒子(パック詰め)

(2) 施工

継目にはコーキングを施すこと。

- (3) 不凍急速空気弁型については、図3-1による。(FRP仕様の場合)

図3-1



3.3.10 ポリエチレンスリーブ被覆工

地下に埋設されるダクタイル鋳鉄管などの防食に用いるポリエチレン被覆工は、JDPA-W-08（ダクタイル鉄管協会）のA法に準じて行うものとする。（付則3「ダクタイル鋳鉄製品の防食基準」による）

3.3.11 管の明示工

- 1 地下に埋設するφ50以上の配水管・送水管・導水管については、下記要領に基づいて、管の明示を行うこと。（給水管については、郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」に基づくこと。）
- 2 管明示テープ工及び埋設シート工
 - (1) 使用する材料及び施工方法は、付則4「配管工事標準図集」の6-1 管明示テープ・埋設シートの仕様及び6-2 管明示テープ施工図に基づくこと。
 - (2) 保管に際しては、直射日光を避けること。
 - (3) 埋設シートの設置位置は、付則4「配管工事標準図集」の2-1および2-2 標準埋戻断面図に基づくこと。
- 3 水道管探索誘導ワイヤー工

水道配水用ポリエチレン管等を使用する場合で、バルブ等の附属施設が長距離にわたって無い場合や山間地の砂利道に布設する場合などは、ロケーティングワイヤーの設置を考慮すること。

3.3.12 既設本管の処理

既設本管については、撤去が原則となるが、やむを得ず存置する場合は、位置関係をしゅん工図に明記し、維持管理等の担当部署に引き継ぐこと。

また、存置する場合には、管内充填等を道路管理者と協議すること。

なお、存置する場合でも、不要になった付帯設備は撤去することを原則とする。

第4節 ダクトイル鋳鉄管の接合

3.4.1 一般事項

- 1 接合方法、接合順序、使用材料等の詳細について着手前に監督員に報告しなければならない。
- 2 継手接合に従事する配管技能者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに豊富な経験を有する者とする。
- 3 接合に先立ち、継手の付属品及び必要な器具、工具を点検し確認すること。
- 4 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取除くこと。
- 5 付属品の取扱いに当たっては、次の事項に注意すること。
 - (1) ゴムは、紫外線、熱などに直接さらされると劣化するので、ゴム輪は極力屋内に保管し梱包ケースから取り出した後は、できるだけ早く使用すること。
また、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管すること。この際、折り曲げたり、ねじったままで保管しないこと。
 - (2) 開包後のボルト・ナットは、直接地上に置くことは避け、所定の容器に入れて持ち運ぶこと。
 - (3) ボルト・ナットは放り投げることなく、丁寧に扱うこと。また、ガソリン、シンナー等を使って洗わないこと。
 - (4) 押輪は、直接地上に置かず、台木上に並べて保管すること。
- 6 管接合終了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合結果の確認と記録を行うこと。また、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には防錆塗料を塗布すること。

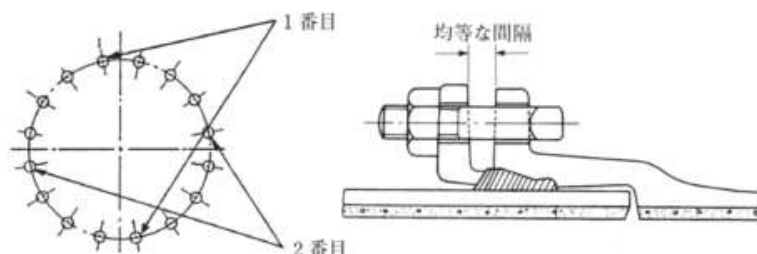
3.4.2 継手用滑材

ダクトイル鋳鉄管の接合に当たっては、ダクトイル鋳鉄管用の滑剤を使用し、ゴム輪に悪い影響を与えるもの、衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。

3.4.3 K形ダクトイル鋳鉄管

- 1 管を切断した部分には、ダクトイル鋳鉄管切管鉄部用塗料を使用して補修しなければならない。
- 2 接合に先立ち、挿し口端面から白線（呼び径 $\phi 800$ 以上は端面から40cmの間）までの外面及び内面に付着している油、砂、その他の異物を取り除かなければならない。
- 3 各ボルトを緩める場合は、図3-2のように、まず、上下のナットを、次に対角ナットを順次、それぞれ少しずつ締め、押輪面と挿し口端面との間隔が全周を通じて同じになるよう十分注意し、さらに押輪及び管の中心が同心円になるように行い、これを繰り返して完全な締め付けを行わなければならない。

図3-2



- 4 メカニカル継手は、必ずトルクレンチにより、表3-1に示すトルクになるまで締め付けなければならない。トルクレンチは、定期的に検定を受けたものでなければならない。
- 5 一定規定トルクまで締め付けても、隣のナットを締めると、またゆるみがちとなるため、図3-3のような順序で追い締めをしなければならない。

図3-3

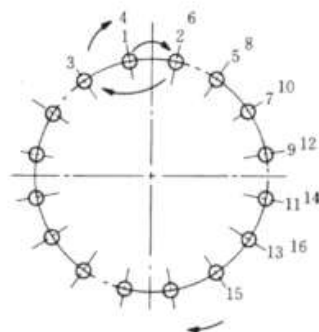


表3-1 締め付けトルク

管 径 (mm)	トルク N・m (Kgf・cm)	ボルトの呼び
75	60 (600)	M16
100 ～ 600	100 (1, 000)	M20
700 ～ 800	140 (1, 400)	M24
900 ～ 2, 600	200 (2, 000)	M30

- 6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。（付則7 様式集 参照）

3.4. 4 GX形ダクタイル鋳鉄管

- 1 P・GーLinkを用いる場合の切管は、S種管を用い、挿し口を切断した部分にはダクタイル鋳鉄管切管鉄部用塗料で塗装しなければならない。切管用挿し口リングを用いる場合は、1種管を用い挿し口を切断した部分にはダクタイル鋳鉄管切管鉄部用塗料または、GX形端面防食用ゴム（挿し口端面）および溝用テープ（溝部）を使用して補修しなければならない。
- 2 P・GーLinkは、内面の所定の位置に爪が全数装着されていること、外面に押しボルトが全数装備されていることを確認しなければならない。切管用挿し口リングを用いる場合は、挿し口リングのねじ穴位置にOリング（2箇所）が付いていることを確認しなければならない。
- 3 P・GーLinkの取り付けは、爪が管と接するまで全数の押ボルトを均等に手で仮締めした後、対称の位置にある押ボルトを均等に規定の締め付けトルク100N・mで締め付けなければならない。切管用挿し口リングの接合は、タッピングねじを締め付け後、ねじ部のシールゴムが切管用挿し口リングから飛び出していないこと、及び切管用挿し口リングと挿し口外面との間に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。
- 4 接合に先立ち、挿し口外面から300mmの間および、受け口内面に付着している油、砂、その他の異

物を完全に取り除かなければならない。

- 5 直管を用いる場合は、ロックリング、ロックリングフォルダ、異形管を用いる場合はストッパー一体化長さの範囲内についてはライナ（ライナボード）が正常な位置にあるか確認しなければならない。
- 6 直管の接合は、曲げ角度を 2° 以内としなければならない。（接合作業上のゴム輪ずれ防止角度）
- 7 直管、P-Link、およびライナ（ライナボード）の接合後、受け口と挿し口の隙間にゲージを差し込み、ゴム輪の入り込み量が表3-2の合格範囲であることを確認しなければならない。

表3-2

呼び径	合格範囲(mm)
$\phi 75$	8～18
$\phi 100$	8～18
$\phi 150$	11～21
$\phi 200$	11～21
$\phi 300$	14～24
$\phi 400$	14～25

- 8 異形管およびG-LinkのT頭ボルト、ナット締め付け完了後、押輪の施工管理用突部と受け口端面にゲージを差し込み、隙間がないことを確認しなければならない。
- 9 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。（付則7 様式集参照）

3.4.5 NS形ダクタイル鋳鉄管

- 1 切管用挿し口リングを用いる場合は、1種管を用い、挿し口を切断した部分にはダクタイル鋳鉄管切管鉄部用塗料を使用して補修しなければならない。また、呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ は挿し口リングのねじ穴位置にOリング（2箇所）が付いていることを確認しなければならない。呼び径 $\phi 500 \sim \phi 700$ は切管用挿し口リングが溝にセットされた状態で、円周方向および軸方向に手で押しても動かないことを確認しなければならない。
- 2 呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ の切管用挿し口リングの固定は4通りあり、いずれの手法でも固定後は切管用挿し口リングと挿し口外面との間に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。呼び径 $\phi 500 \sim \phi 700$ の切管用挿し口リングの固定はリベットタイプのみであり、呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ と同様に隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認しなければならない。
- 3 接合に先立ち、呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ は、挿し口外面から300mmの間、また、呼び径 $\phi 500 \sim \phi 700$ は挿し口外面から600mmの間、および受け口内面に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除かなければならない。
- 4 呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ の直管および異形管を用いる場合は、ロックリング芯出し用ゴム、ロックリング、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。また、一体化長さの範囲内については

ライナ（ライナボード）が正常な位置にあるか確認しなければならない。呼び径 $\phi 500 \sim \phi 700$ の直管、異形管およびライナは、ロックリング分割部が表3-3に示す寸法であることを確認してからストッパーを装着しなければならない。

表3-3

呼び径	$\phi 500$	$\phi 600$	$\phi 700$
ロックリング分割部寸(mm)	122	122	132

- 5 接合作業後、直管呼び径 $\phi 75 \sim \phi 400$ は、ゴム輪が正常な位置にあるか確認しなければならない。異形管呼び径 $\phi 75 \sim \phi 200$ については、挿し口外面と屈曲防止リングの間に隙間ゲージが入らないことを確認しなければならない。また、直管呼び径 $\phi 500 \sim \phi 700$ および異形管呼び径 $\phi 300 \sim \phi 700$ については、仮締め付けを行った後、表3-4に示すトルクまで締め付けを行わなければならない。

表3-4

呼び径	ボルト径	標準締め付けトルク(N・m)
$\phi 300 \sim \phi 600$	M20	100
$\phi 700$	M24	140

- 6 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行うこと。（付則7「様式集」参照）

3.4.6 継手の管理

導水管、送水管及び配水管の継手を施工した場合は、原則として継手チェックシートを提出するものとする。（付則7「様式集」参照）

第5節 その他の管の接合

3.5. 1 フランジ形ダクトイル鋳鉄管の接合

- 1 フランジ継手の接合は、静水圧に関わらず溝形フランジ（RF形—GF形（メタルタッチ））を原則とする。
- 2 溝形フランジ（メタルタッチ）の接合（RF形—GF形）
 - (1) フランジ面、ボルト・ナット及びガスケットをきれいに清掃し、異物や塗料の塗りだまりを除去する。
 - (2) ガスケット溝にGFガスケット1号を装着する。この時、溝からはずれやすい場合はシアノアクリレート系接着剤を呼び径によって4～6等分点に点付けする。ただし、酢酸ビニル系接着剤、合成ゴム系接着剤等は、ガスケットに悪影響をおよぼすので使用してはならない。
 - (3) 全周均一にボルトを取り付け、GF形フランジとRF形フランジを合わせる。この時、ガスケットがよじれないようにまっすぐに合わせる。
 - (4) ガスケットの位置及びボルト穴に注意しながら締め付ける。
 - (5) 両方のフランジ面が接触する付近まで達したら、1本おきに往復しながら数回にわたり締め付け両方のフランジ面が全周にわたり確実に接触するまで締め付ける。
 - (6) すきまゲージを差し込んでフランジ面間のすき間を確認する。この時フランジ面に1mm厚のすきまゲージが入ってはならない。さらに、すべてのボルトが60N・m以上のトルクがあることを確認する。
 - (7) 接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行い、原則として提出するものとする。（付則7「様式集」参照）

3.5. 2 絶縁フランジ継手

- 1 鋼管、ステンレス鋼管、ダクトイル鋳鉄管等の相互における異種管を接合する場合、原則として絶縁フランジ継手によるものとする。ただし、以下の場合は、3.5. 1のフランジ継手とすることができるものとする。
 - ①電気防食を行う鋼管とダクトイル鋳鉄管を接合する場合
 - ②電気防食区間と接合する場合
 - ③露出配管で目視確認ができ、通水後であっても配管上容易に絶縁施工が可能な場合
- 2 施工
 - (1) 絶縁材料は下記によるものとする。
 - ① 絶縁ガスケットは、使用水圧が0.75Mpa以下の場合は、JWWA G113・114付属書に規定するRF形ガスケットを使用し、それ以上の使用水圧の場合は、監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。なお、いずれの場合もGFガスケット1号を併用することを原則とする。
 - ② 接合材料の材質はSUS304とする。これに絶縁性能が確保される塗覆装あるいはスリーブ等を施すものとし、監督員の承諾を得るものとする。

(2) 絶縁フランジの接合は、3.5.1フランジ形ダクタイル鋳鉄管の接合 第2項に準拠するものとする。

3 絶縁フランジの被覆

絶縁フランジ外面は、下記の場合において、ペトロラタム系ペースト・テープ、マスチック、プラスチックテープ等を用いて被覆するものとする。なお被覆は、絶縁性能が確認されたのち、速やかに施工しなければならない。また、水滴等でぬれた状態で施工してはならない。

(1) 土中埋設配管の場合

(2) 弁室内配管、屋外及び室内露出配管の場合でも、絶縁フランジ部が結露または雨水等に触れる場合。

4 絶縁性能の確認

下記のいずれかにより絶縁性能の確認を行うものとする。

(1) 接合した管同士の絶縁抵抗が1MΩ以上あること。ただし、土中埋設の場合は、片方の部材が土壤や水分から隔離されている状態で測定すること。

(2) 絶縁フランジで接合された両方の管対地電位を測定し、一方に与えた仮通電試験信号が他方で測定されないこと。

3.5.3 硬質ポリ塩化ビニル管の接合

硬質ポリ塩化ビニル管の接合の実施に当たっては、日本水道協会 水道工事標準仕様書[土木工事編]4.4水道用硬質塩化ビニル管の接合に準拠する。

ゴム輪(RR)接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行い、原則として提出するものとする。(付則7「様式集」参照)

3.5.4 ポリエチレン管の接合

ポリエチレン管の接合の実施に当たっては、日本水道協会 水道工事標準仕様書[土木工事編]4.5ポリエチレン管の接合に準拠するものとする。

接合作業は、その都度必要事項を継手チェックシートに記入しながら行い、原則として提出するものとする。(付則7「様式集」参照)

第6節 鋼管溶接塗覆装現地工事

3.6. 1 一般事項

鋼管溶接塗覆装現地工事の実施に当たっては、日本水道協会 水道工事標準仕様書[土木工事編]
]4.3鋼管溶接塗覆装現地工事に準拠する。

第7節 仕切弁等附属設備設置工事

3.7. 1 一般事項

仕切弁、水道用急速空気弁、消火栓等附属設備の設置工事の実施に当たっては、日本水道協会
水道工事標準仕様書[土木工事編]4.6制水弁等附属設備設置工事に準拠する。

第8節 水管橋及び橋梁添架工事

3.8. 1 一般事項

水管橋及び橋梁添架工事の実施に当たっては、別に特記仕様書で定める場合を除き、日本水道協会
水道工事標準仕様書[土木工事編]4.1.28水管橋架設工に準拠する。

第9節 推進工事

3.9. 1 一般事項

推進工事の実施に当たっては、日本水道協会 水道工事標準仕様書[土木工事編]4.7さや管推進工
事及び4.8ダクトイル鋳鉄管及び鋼管推進工事に準拠する。

第10節 薬液注入工事

3.10. 1 一般事項

- 1 薬液注入工事の実施に当たっては、国土交通省「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫
定指針」（昭和49年7月10日 建設省官技発第160号）に準拠する。

第4章 給水装置切替工事

第1節 一般事項

4.1. 1 適用範囲

本章は、管工事等に伴う既設給水装置の切替工事（以下「切替工事」という。）に適用するものとする。

4.1. 2 工事基準

- 1 切替工事の実施に当たっては、郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」を厳守し施工しなければならない。
- 2 この章に記載のない事項であっても、工事の性格及び施工上当然必要なものは、受注者の負担で施工しなければならない。

4.1. 3 使用材料

切替工事の材料は、原則として郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」に規定されたものを使用しなければならない。

4.1. 4 提出書類

- 1 受注者は、付則6「しゅん工図作成要領」に基づき、しゅん工図の平面図に、給水管、止水栓（仕切弁）、管種、口径、給水先の名称、計量（計本）番号及び各戸新管切替数量表を記入し、監督員に提出すること。また、道路上に止水栓（仕切弁）を設置した場合は、オフセット図を作成すること。
- 2 受注者は、配水管工事等に伴う給水管切替調査表を作成し、監督員に提出すること。

第2節 施工

4.2.1 対象工事

切替工事は、原則として新設本管に面した給水装置を対象とするものとする。

4.2.2 切替工事施工範囲等

1 切替工事範囲は、原則として本管分岐から第1止水栓又は仕切弁までとし、切替範囲を変更する場合は、監督員と協議するものとする。

2 分水栓、第1止水栓の設置位置の決定については、後日の維持管理を十分考慮し行うこと。

また、分水栓と第1止水栓の間の配管は、原則として平面的に曲げ配管を行わないこととし、第1止水栓の設置位置は、官民境界から1.0m以内とすること。

4.2.3 施工技術者及び施工管理

1 給水装置切替工事は、給水装置工事主任技術者の監理、監督のもとで適切に作業を行うことのできる技能を有する者を従事させること。

2 給水管は、切替工事後に直接需要家に影響を及ぼすものであることから、施工管理には万全の注意を払うものとする。

3 分水穿孔にあたっては、必要に応じて監督員が立会うものとする。ただし、特に熟練した技能者が施工する場合、監督員の承諾を得て立会いを省略することができる。

4.2.4 関係住民への周知

切替工事施工にあたっては、関係住民への周知を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

また、必要に応じて、工事説明及び断水工法等を行うこと。

4.2.5 土地の立入等

切替工事にあたり宅地(公有又は私有地)に立ち入る場合は、あらかじめ所有者又は使用者に了解を得るものとし、支障を及ぼさないよう十分注意して立ち入らなければならない。

また、宅地内の復旧は原形復旧を原則とし、施工完了後の復旧状態については所有者の確認を得なければならない。

4.2.6 配管工事

1 給水管の配管工事は原則として、付則4「配管工事標準図集」の4各戸新管切替工標準図に基づき施工すること。

また、道路上に止水栓を設置した場合は、止水栓筐の蓋の内側に、該当給水管の口径、計量(計本)番号を表示すること。

- 2 管明示、筐の種類、水圧試験は、郡山市上下水道局「給水装置工事設計施行基準」に基づくこと。

第5章 そ の 他

付則 1 配管工事施工管理基準及び規格値

付則 2 配管工事写真管理基準

付則 3 ダクタイル鋳鉄製品の防食基準

付則 4 配管工事標準図集

付則 5 管種記号表

付則 6 しゅん工図作成要領

付則 7 様式集

水道工事標準仕様書

2017年（平成29年 5月） 発行

編集・発行 郡山市上下水道局